

加古川市立公民館喫茶コーナー運営事業者募集要項

加古川市立公民館内における喫茶コーナー運営事業者（以下「運営事業者」という。）の公募をしますので、希望される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 対象物件

物件番号	施設名	住所	占有面積(m ²)	最低使用料(年額)	実費請求	平面図
1	加古川北公民館	675-0009 神野町西条 1519-2	8.00	185,628 円	—	別紙1
2	陵南公民館	675-0019 野口町水足 333-333	7.67	167,556 円	—	別紙2

2 応募資格

応募の資格者は、法人または団体のうち次の条件全てに該当しない限り応募することができます。

- ① 破産者で復権を得ない者。
- ② 加古川市(以下「本市」という。)の指名停止措置を受けている者。
- ③ 市税、法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納並びに滞納がある者。
- ④ 営業について法令等の規定により許認可等を受けていない者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体。
- ⑦ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体。

3 使用条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

上記公民館における喫茶コーナーの使用許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（原則として1年）とします。

② 期間の延長

公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと加古川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が判断する場合は、当初教育委員会が設定した募集条件を変更しないことを前提として、当初許可から3年を限度に引き続き使用許可することができます。

③ 年額使用料

教育委員会が設定する最低使用料には志方公民館のガス料金を除き光熱水費を含むものとします。申込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は本市の発行する納入通知書により、本市の指定する期限までに全額納入してください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 喫茶運営の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③ 使用期間中に、法令等の規定により販売にかかる許認可等を要する場合は、その取り消しを受けないこと。
- ④ 運営事業者は、毎月の売上金額を書面により、翌月末日までに教育委員会に報告すること。
- ⑤ 酒類及びたばこの販売は行わないこと。
- ⑥ 食事の提供は電子レンジや湯煎による加熱のみで提供できるものまでとすること。
- ⑦ 公序良俗に反しないこと。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、喫茶の運用に制限をかける場合があるが、その場合は教育委員会の指示に応じて対応すること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守とともに徹底を図ること。
- ② 問い合わせ並びに苦情については運営事業者の責において対応すること。

(4) 使用許可の取消し

教育委員会が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(5) 原状回復

運営事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、運営事業者は一切の補償を教育委員会に請求することができません。

(6) その他

加古川市立公民館喫茶コーナー運営条件の詳細については、「加古川市立公民館喫茶コーナー運営に係る仕様書」のとおりとします。

4 応募方法

(1) 応募単位

応募単位は物件（公民館）ごととします。また、複数物件の応募も可とします。

(2) 必要な書類

応募申込書及び販売品目については、応募する物件に対して1部ずつ必要となります。ただし、誓約書、納税証明書については、法人または団体につき1部で構いません。

- ① 応募申込書（所定様式）
- ② 販売品目（所定様式）
- ③ 誓約書（所定様式）
- ④ 加古川市市税確認承諾書（所定様式）
- ⑤ 納税証明書 ※個人事業者の場合：様式その3の2
法人事業者の場合：様式その3の3

(3) 提出期限及び提出先

- ① 提出期間 令和7年12月10日（水）～令和7年12月19日（金）
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】
- ② 提出先 加古川市加古川町北在家2000
加古川市教育委員会 社会教育課

※提出は持参のみとし、郵送、メール、FAXによる受付は行いません。

5 選定方法

- ・運営事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、公募条件を満たす者の中から、教育委員会が設定する最低使用料以上で申込みのあった者のうち、最高の応募価格を提示した者とします。
- ・最高となる応募価格で同額の申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- ・運営事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、加古川市ホームページに価格と運営事業者の名称を掲載します。

6 運営事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 運営事業者が応募者の資格を失った場合。

7 その他

提出に係るすべての経費は応募者の負担とし、提出書類は一切返却しません。

<公募に関する問い合わせ先>

加古川市教育委員会 社会教育課

加古川市加古川町北在家2000番地

電話 079-427-9704 (直通)

メールアドレス manabi@city.kakogawa.lg.jp